

令和7年11月26日

会津若松市長 室井 照平 様

会津若松市環境審議会 会長 左 一八



急速充電料金について（答申）

令和7年11月13日付け7環第1479号で諮問のありました標記の件につきましては、
会津若松市環境審議会条例第2条の規定に基づき、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得ましたので答申いたします。

答 申

市では、第3期環境基本計画において、省エネルギーや電化推進の観点から、自動車のガソリン車からEVやFCEVへの切り換えを推進しており、これまで旧本庁舎や北会津支所に急速充電器を設置し、協力金方式により急速充電料金を徴収してきた経過にあります。

この度本庁舎駐車場に設置する急速充電器は、適切な受益者負担を確保するために、認証課金システムにより急速充電料金を徴収しようとするものであり、料金や利用時間の設定にあたっては、他自治体や民間事業者の急速充電料金、市役所本庁舎の有料駐車場の駐車料金等を考慮し設定するものであります。

このため、当審議会といたしましては、諮問のあった急速充電料金は、内容が適切であると認めるものであります。

また、当審議会において、以下の意見も出されており、これらも参考に取り組むを検討されるようお願いいたします。

【附帯意見】

1 市民等への周知

市民等に対する利用方法等の周知にあたっては、市政だよりやホームページといった従来からの媒体だけでなく、SNSや急速充電器情報サイトなど様々な媒体を活用することで、急速充電器の設置を広く周知するとともに、急速充電器の利用方法や料金設定の考え方などについて分かりやすく伝えることで理解の浸透を図ること。

2 急速充電料金のあり方

電気自動車の普及が途上にある現時点においては、急速充電器の利用に係る適切な受益者負担として、他自治体や民間事業者と同程度の料金水準の負担を求める考え方は妥当と考えます。

しかし、今後、電気自動車の普及が進み、急速充電器の利用者の増加が見込める状況にあつては、急速充電器運用に要する経費を、利用者が負担する視点も重要となります。

このため、将来的には、利用者数の推移を見ながら、急速充電器運用に要する経費に対しても適切な受益者負担となる視点も加えるなど、受益者負担のあり方についても検討していくこと。